

カナダについて
歴史、社会、政府の基本概要
2008 年

財団法人自治体国際化協会

本書は、財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所が、カナダにおける歴史、社会、政府の概要について簡潔に紹介したものである。

カナダは、歴史的に米国と深いつながりを持ちながらも、米国とは異なる制度や価値観を有する国である。同じく連邦制度を採用しているとはいえ、その建国の経緯等から議院内閣制の採用を始めとし、英国の制度や伝統を色濃く継受している一方、ニューフランスといわれた仏領植民地以来の伝統を持つケベック地域には、フランス語を始めとするフランス文化が強固に根付いている。また、長年にわたり世界中から移民を積極的に受け入れてきたことにより、近年では米国以上の多文化主義社会を構築している。

米国と同じように北米大陸に存在しながら、社会福祉制度を始めとし、日本との比較という観点では米国以上に共通点を持つことが多く、我が国の自治体関係者にとってカナダは大変興味深い研究対象であるといえよう。

本書は、カナダの地方自治を初めて調査研究しようとする人たちに対し、カナダに関する基本的な予備知識をコンパクトに、且つわかりやすく、アップトゥデートに提供することを目的としたものであり、ニューヨーク事務所の上席調査員である **Matthew Gillam** が中心となって作成した。

広くご活用いただければ幸いである。

財団法人 自治体国際化協会
理事長 香山 充 弘

カナダの指導者
(2008年3月現在)

首相

与 党	公 式 野 党(※)
スティーブン・ハーパー (保守党)	ステファン・ディオン (自由党)

各州首相

与 党	公 式 野 党
アルバータ州 (ALBERTA) エド・ステルマック (進歩保守党)	ケビン・タフト (自由党)
ブリティッシュ・コロンビア州 (BRITISH COLUMBIA) ゴードン・キャンベル (自由党)	キャロル・ジェームス (新民主党)
マニトバ州 (MANITOBA) ゲーリー・ドゥアー (新民主党)	ヒュー・マクフェイデン (進歩保守党)
ニュー・ブランズウィック州 (NEW BRUNSWICK) ショーン・グラハム (自由党)	ジェーンノット・ボルペ (進歩保守党)
ニューファンドランド州 (NEWFOUNDLAND (& LABRADOR)) ダニー・ウィリアムズ (進歩保守党)	イヴォンヌ・ジョーンズ (自由党)
ノヴァ・スコシア州 (NOVA SCOTIA) ロドニー・マクドナルド (進歩保守党)	ダレル・デクスター (新民主党)
オンタリオ州 (ONTARIO) ダルトン・マッギンティー (自由党)	ジョン・トーリー (進歩保守党)
プリンス・エドワード・アイランド州 (PRINCE EDWARD ISLAND) ロバート・J.W. ギズ (自由党)	パトリック・ビンズ (進歩保守党)
ケベック州 (QUEBEC) ジャン・シャレ (自由党)	マリオ・デュモン (ケベック行動民主主義党)
サスカチュワン州 (SASKATCHEWAN) ブラッド・ウォール (サスカチュワン党)	ローン・カルバート (新民主党)

各準州首相

与 党	公 式 野 党
ノースウェスト準州 (NORTHWEST TERRITORIES) フロイド・ローランド	該当なし
ヌナブット準州 (NUNAVUT) ポール・オカリック	該当なし
ユーコン州 (YUKON) デニス・フェンティー (ユーコン党)	アーサー・ミッチェル (自由党)

※カナダにおいて、公式野党とは議会の議席数で第二勢力を持ち、連立政権に参加していない政党のことをいう。公式野党は通常他の野党と比べて調査研究費などの金銭的利益や議会での優先発言権といった議事での利益を享受することができる。

目次

I. はじめに	1
カナダの実像.....	1
II. 歴史	3
英国領北アメリカ法.....	6
III. 政府	11
連邦政府.....	11
議会.....	12
首相.....	13
カナダ総督.....	14
州政府.....	15
準州政府.....	16
地方自治体.....	16
州政府及び地方自治体の財政.....	17
州の歳入.....	17
地方自治体の歳入.....	19
法制度.....	20
先住民.....	22
まとめ	23

カナダについて

歴史、社会、政府の基本概要

2008年

I. はじめに

カナダの実像

- **政府:** 立憲君主制で、連邦政府の行政は議会制民主主義で行われている。国王は英国女王であり、カナダ総督が女王の代理となり国家元首を務める。連邦政府では首相 (PM、Prime Minister) が首長となり、内閣を組閣する (首相はまた、カナダ総督を指名し、女王から承認を受ける)。カナダ議会は、選挙によって選出された下院議員と首相が任命した上院議員で構成される。各州政府は一院制の立法議会で、与党党首が州首相となり内閣を構成する。また、連立政権による場合もある。各州には国家元首である女王の名代として副総督が置かれる。地方自治体は様々な形態を取り、通常は市町長と議会で構成される。連邦政府に加え、10の州、3つの準州があり、およそ4,000の上層自治体並びに下層自治体がある。
- **首都:** オンタリオ州オタワ市
- **面積:** 997万平方キロメートル。国土面積、世界第2位。
- **人口:** 約3,300万人 (米国は約3億357万人) 人口の約80%が都市部、残り20%が農村部に居住。
- **国民総生産 (GDP):** 2007年の GDP は1兆3,160億カナダドル (1兆3,200億米ドル相当) で、これは居住者810万人と通勤者を合わせたおよそ850万人の昼間人口を有するニューヨーク市の2005年の GMP (都市圏別総生産)、約1兆1,000億米ドルとほぼ同等である。2007年の米国の GDP は13兆8,400億米ドル、日本の GDP は4兆3,500億米ドル (514兆円) であった。
- **地理:** 北アメリカ大陸の北半分を占めるカナダは、6つの標準時、3つの海岸線、世界の淡水湖の7分の1を有する。太平洋岸は西岸海洋性気候で、巨大な山脈帯が海岸と小麦や菜種 (キャノーラ) が作付けされた豊かな農地が延々と広がるプレーリー (草原地帯) とを分離している。またアルバータ州は、石油と天然ガスの主要産出地であり、世界最大の対米国エネルギー供給者となっている。カナダ楕状地は、ハドソン湾を囲むように存在する岩盤で、鉱物資源が豊富な地盤である。この楕状地には、オンタリオ州並びにケベック州の肥沃な低地が広がっており、農地やカナダの大部分の工業が集中している。かつてマリタイム (大西洋岸) 諸州は、農業と漁業を経済の中心とする貧し

く活気のない地域であった。しかし、現在は海底油田や天然ガスの採掘により、その重要性の認識が高まりつつある。同地域では、大西洋の漁場が乱獲により打撃を受け漁業が縮小しており、石油やガス製品のような新たな産業の開発に取り組んでいる。北極地域は、ダイヤモンドやウラニウムなどの広大な鉱床があり豊かな資源に恵まれているが、冬が長く厳しいため居住者は少ない。

■ **魅力:** カナダには数多くの素晴らしい国立公園があり、美しい自然の景観が楽しめることで知られている。また、文化的多様性を誇る活気溢れる美しい都市も多い。

■ **シンボル:** ビーバー – 北部に生息する働きものの動物で、その皮が「トップハット」と呼ばれる帽子の材料に用いられていたため乱獲が進み、絶滅寸前にまで減少した。この毛皮の交易から利益を得ようと、早くから探検家や入植者が絶えなかった。

カヌー – 古くから主要な交通手段として使用された。先駆者の自立と勇気の象徴とされる。

カエデの葉 – カエデ(メープル)の木は頑丈な木材として利用されるほか、メープル シロップやメープル シュガーなども産出する。

■ **国歌:** カナダの国歌は1880年に作られた「オー カナダ」で、1980年7月1日、カナダ独立記念日の祝典に際し、国歌に制定された。

■ **人気の高いスポーツ:** アイス ホッケー、カーリング、ラクロス

■ **国旗の色:** 赤と白 – それぞれがフランス(赤)、イギリス(白)を表す伝統色であり、昔から赤は不屈の精神と寛大さを、白は平和と誠実さを象徴している。また、紅葉したカエデの葉と雪を連想させる。

■ **米国との関係:** カナダは概して、隣国である米国の巨大経済の恩恵を受けている。カナダは、米国にとっては石油とガスの最大の供給者であり、木材や鉱物などの天然資源の商品輸出に関しては、世界最大の輸出国である。また、米国に隣接しているという地理的利点と同時に、熟練した労働者と高度な技術力により、米国だけでなく日本の産業にとっても重要な製造拠点となっている。特に自動車産業における貢献は目覚しく、2005年のオンタリオ州の自動車生産は、米国ミシガン州を抜き、北米最大となった。一方、政府の形態や社会問題への取り組みを見てみると、両国は大きく異なる。さらに、人口が米国の約9分の1しかないカナダは、隣国である米国の経済と文化主権の脅威を常に感じている。国家レベルで多くの問題に協力して取り組み、個人レベルでも密接な関係を維持しているが、カナダ国民には、米国の営利主義的な経済体制や尊大になりがちな態度に

対する、ある種の嫌悪感が見られる。米国民は、あたかもカナダなど存在しないかのように、カナダにあまり関心を抱かない傾向がある。

II. 歴史

今日のカナダは、いくつかの異なる民族集団で構成されている。それぞれの民族集団は長い年月にわたって北米に移住し、独自の文化や芸術、慣習を持ち込んできた。カナダの政治・社会・文化等は、現在でも、こうした多様性に富む移住者間の交流や対立から多大な影響を受けている。また、米国がカナダの歴史に大きな影響を与えてきたことはまぎれもない事実であろう。この巨大な隣国は、カナダにとって常に脅威であり、またライバル及び同盟国でもあり、カナダの国家と文化の形成に一役買っている。

最初の先住民は、およそ3万年前にシベリアから大陸を横断してこの地に渡ってきたと考えられている。フランスや英国から探検家や入植者がやってきた1500年代頃には、このような先住民たちは各地に定住しており、異なる文化を育み、狩や漁業、農業で生計を立てていた。

今から1000年ほど前に、**アイスランドのバイキング**がニューファンドランド島に到着し、そこに居住地を築いた。これがヨーロッパ人による最初のカナダ発見である。この居住地は長続きせず、16世紀から17世紀初頭にフランスや英国からの探検家がこの地に降り立つまでは、新たな居住地が築かれることはなかった。

16世紀初め**英国**は、ニューファンドランド島のセント ジョーンズを漁港として使用し始め、バイキングが最初に関心を寄せたこの東海岸沖の豊かな漁場の恩恵を享受した。極めて重要な収入源であった鱈は、北欧及び英国からの移住者を呼び込む原動力となった。しかし、現在入手可能な資料からは、こうした初期の移住者たちは、短期間あるいは特定の季節に限って居住していたことがわかる。

フランスの毛皮交易商らは、アメリカ中央部のミシシッピ川流域からセントローレンス水路に至るまで、その商範囲を拡大し、五大湖を中心とした確固たる交易拠点を築いた。1605年には、アカディア(現在のノヴァ・スコシア)にポール ロワイヤルを築き、1608年にはニューフランス最初の知事であったサミュエル・ド・シャンプランがケベック シティを設立し、その首都とした。フランス人と英国人は、セントローレンス川と東部海岸沿いの東部カナダに定住を続けたが、古くから続いている両国の対立により、18世紀の北米では戦争

も勃発した。1713年のユトレヒト条約では、英国のハドソン湾地域、ニューファンドランド島、ノヴァ・スコシアの所有が認められた。

しかし、英国－フランス間であった北米の統治権争いにおいて最も重要な出来事の一つは、**1759年9月13日**、ケベック シティ郊外の**アブラハム平原**の戦いであろう。この戦いでは、モンカルム侯爵の指揮下にあったフランス防衛軍が、ジェームス・ウルフ将軍率いる英国軍と対峙した。戦闘自体は小規模で短期間であったが、両軍の総司令官が共に落命し、フランスによる統治が終わりに近づくこととなった。この戦いをきっかけに1763年のパリ条約が締結され、ヨーロッパの七年戦争は終焉を迎えた。この条約により、北米の北部及びミシシッピ川以東のフランス領が英国に割譲された。

この後英国は、北米のすべての植民地において、様々な問題に直面する。北部の英国領カナダでは、多数のフランス系住民を支配下に置いたが、英国に強い敵意を抱く彼らは独自の言語や文化、伝統を固守し続けた。当初、英国は旧フランス領植民地により多くの英国人を入植させ、フランス系住民を同化させようと試みたが、南部(米国)植民地でこの試みが失敗したことを受け、カナダ領植民地は同じ轍を踏むまいと、譲歩することを決定した。**1774年**、英国は**ケベック法**を制定し、フランス民法や信仰及び言語の自由を公式に認めた。このことは、ケベックで英国議会の議決が適用されないという事実に対抗する、多くの英国入植者の怒りを買うこととなった。

南部では独立の必要性の論議が始まり、南部13の植民地に不穏な空気が漂い始めた。1776年のアメリカ独立宣言とその後の革命戦争を受け、米国北東部の州に居住していた4万人ものロイヤリスト(王党派)が英国王への忠誠を誓うべく、カナダに移住してきた。移住者の多くはノヴァ・スコシアやニュー・ブランズウィック、五大湖近辺に定住した。新たに独立を果たした米国は、カナダ領植民地もまた英国の支配から開放されることを望んでいたが、カナダ人が直面するこの問題に解決を迫ることはほとんど無かった。独立間もない米国は、新国家としての基盤確立や北の隣国との関係構築に関する、差し迫った問題を抱えていたからである。

人口増加に伴い、1791年英国はカナダを**アッパー カナダ**と**ローワー カナダ**に分離する措置を取り、各植民地は独自の立法議会制度によって統治された。アッパー カナダの主要言語は英語、つまり第1言語と

しての英語話者が主で、英国民法が適用され、自由土地保有権が認められた。ローワー カナダの主要言語はフランス語、つまり第1言語としてのフランス語話者が主で、カトリック教会とフランス民法典が適用され、荘園領主制度による土地所有が認められた。(特にカトリック教会は、1970年代に至るまで社会と政治、そしてケベック独自の文化の維持と促進に決定的な影響を与えた。)当初は機能した体制も、政府の行政委員会に任命されたメンバーの統率力の欠如に対する議会や住人の不満が募り、次第に機能を果たさなくなった。行政委員会のメンバーらは、しばしばその職権を濫用して私腹を肥やし、選挙で選出された議会をないがしろにした。英国は様々な改革を試みたが、根底にある政治的・文化的問題に対処することはできなかった。

1812年に始まった米英戦争では、米国は国境付近を広範にわたって攻撃し、ケベックの占領を試みた。これが、米国がカナダ支配を真剣に試みた唯一の出来事である。しかし、これは無残な結果に終わり、米国は撤退を余儀なくされたため、他の国へと食指を動かさせていった。戦争終結の合意に署名し、英国から独立した一国家としての地位を確立すると、米国は西に拡大し、徐々にその勢力を増していった。アメリカ南北戦争が終わりに差し掛かった1865年、英国及び、植民地を統治するカナダ人による政府は、今後カナダが直面する可能性のある危機について考慮し始めた。勢力を増し、カナダ植民地西部の広範な地域に拡大してくるであろう米国という外的脅威と、確固たる中央集権政府のない状況下で拡大する地域格差が組織全体の崩壊につながるのではないかという内的脅威である。米国と、南部連合国側の支持を公式に宣言していた英国との関係は悪化しており、勝利を得た北軍の勢力や軍隊が南部との戦いから解放された場合のカナダへの影響も懸念された。さらに、(少なくとも戦争開始当初は)この戦争の大きな原因は州の権限と連邦支配の対立であり、カナダと英国の指導者たちは、この紛争から得られる教訓に注視していた。これは、異なる州や地方の政府の統一を促進(又は実行)する、確固とした中央政府が確立されなければ起こりうる事態を警告するものであった。

それまでカナダ統一と独立に反対していた英国政府は、この時代から、カナダを経済的にも軍事的にもより発展可能な新しい統一体として生まれ変わらせようとした(カナダが自己防衛できれば、英国政府の経済的負担も少なくなるという利点がある)。カナダ国内では、モントリオールの商人らが米国との同盟を唱える一方、カナダ西部(旧アッパー カナダ)の改革派は、人口比例代表制の連邦システムを望んでいた。フランス語話者の集団と英語話者の集団を統合するという困難な取組みは、両者間の違いを解決でき

なかったばかりか、協力体制の実現に向けた同意すら取り付けることができなかった。カナダにおける分裂の最大の原因の一つは(米国とは異なり)、英国では一定の形式での民主主義を行ってきた長い伝統があったが、フランス系入植者は地方自治や議会に関する概念に慣れ親しんでいなかったことである。しかし、両集団ともに、カナダは米国に比べて民主的な政府機関を構築する自由が少なく、はるかに英国からの管理が強かった。これは、カナダの地方議会が必要としている事項を決定し、それをどのように実施していくかについて合意に達するのに困難な状況を作り出した。

ニュー・ブランズウィック、ノヴァ・スコシア、現在のケベックとオンタリオにあたる4つの地域は、その面積や特性が大幅に異なるため、ニュー・ブランズウィックやノヴァ・スコシアのような小規模なマリタイムの植民地は、ケベックやオンタリオが全面的優位に立つことを回避するような調整を連邦政府に要求した。1864年にシャローロットタウン会議が開かれ、単一国家ではない新しい連邦国家の発足に向けた基本合意が締結され、また同年後半のケベック会議では、連邦結成のための72か条の基本決議が採択された。当初、大西洋岸のマリタイム植民地は連邦への合意に消極的であったが、英国からの政治的圧力や、英米間の戦争を勃発させニュー・ブランズウィックへの侵略をもくろんでいたアイルランド系米国人による軍事的脅威から、最終的には統一カナダに最善の結果を見込み、合意に達した。

英国領北アメリカ法(1867年)

1867年7月1日は、**英国領北アメリカ法(BNA法)**が発効され、正式に自治領カナダが誕生した、現代カナダにとって重要な日である。後に1867年憲法と改称されたこの法は、英国のロンドンでカナダ人によって草案が策定され、英国議会を通過し、同年3月29日に国王により裁可された。同憲法は、その3か月後、カナダで住民投票や選挙による承認を経ずして、自動的に発効した。それは、選ばれたメンバーのみの合意による紳士協定が法となったものであったが、一般大衆に広く受け入れられた。意外なことに、この新たな協定はフランス系ケベック住民にも承認されたが、ノヴァ・スコシア住民はこれに反対し、自治記念日には街中の通りが黒い布で飾られた。

BNA法は様々な規定を行った。第一に、英国領北アメリカ植民地の国境を再定義し、ケベックをそれらの植民地と統合する枠組みを定めた。

第二に、この法はカナダ憲法としての役割を果たし、地域別憲法に関する規定を設け、新しい国家の議会政治の仕組みを明確にした。また、この法は女王に執行権を付与し、連邦レベルではカナダ総督が、州レベルでは副総督が女王の名代を務めることを定めた。上院と下院には連邦の立法権を付与し、4つの州政府には執行並びに議決機関を設立した。

第三に、BNA 法は連邦と州政府の管轄区分を明確化した。1864年には政治的指導者たちが集結し、植民地の統一に関する会合が開かれ、強固な中央権力を有する連邦政府という形態で、立憲君主制を確立することが決定した。この決定に至るには、いくつかの要因があった。まず、内部的には、より大きな連合カナダ(現在のケベックやオンタリオ)に圧倒されるのではないかという懸念から、中央集権制政府の類に反対する大西洋岸の植民地の存在があった。そして、英国系住民主体の政府内でさらなる発言力や自治権が獲得できる政府を渴望する、連合カナダ内の東部フランス語圏やローワー カナダの動き、フランス系住民から分離した政策決定能力を望む、英国系住民の多いカナダ西部やアッパー カナダの動きが挙げられる。外部的には、南北戦争の最中にあつた米国の状況が影響した。カナダの指導者たちは、文化的かつ経済的にも多様性に富んだ国家の分断を回避するために、確固とした中央政府が必要であると判断を下した。その目的のために BNA 法を策定し、州の権限を抑える一方で、連邦政府に一般的かつ重要な権限を与えた。(これは長い年月を経て変化し、英国の帝国枢密院の法務委員会による権限の司法的解釈は、連邦政府から州政府へと徐々に移行していった。)この法は、連邦政府に(実際はカナダ議会の助言と合意に基づいて女王に)「平和で秩序と良識を備えたカナダ政府」と、29の独占的な連邦政府管轄区を設定する法律を制定する権限を与えた。また、連邦政府には、州法が議会を通過して2年以内ならば、その法を無効にできる権限も付与された。さらに、連邦政府には法に明記されていない残余権限がすべて与えられた。これは、州や国民に残余権限を与えた米国憲法とは対照的である。

各州には、不動産や天然資源の管理、民法、州政府、地方自治体組織、州政府の歳入となる直接税といった、その州にのみ関連する問題についての権限が付与された。また、教育や現在でいう社会福祉サービスに対する責任も州が負うようになったが、こうした問題は現在のカナダの政治でも大きな論点となっている。1867年時点では、これらは特に大きな懸念もなく、地方ごとに対処されていた。しかし、世界恐慌及び第二次世界大戦後、失業保険や医療費といったプログラムに対する一般大衆の要求が増加

し、社会福祉制度への関心の高まりとともに状況は変化した。こうした国民の要求を満たすプログラムはそれぞれの州で設立され、その後連邦政府が採用し、全国的に適用されるようになった。こうした責任は憲法上は州が負うことになっているが、実際は連邦政府と州政府が協力して事業を行っている。両者が資金を供給しつつ、連邦政府が全国的に適用されるガイドラインを制定する一方で、州が実際のプログラム運営・管理を行っている。連邦政府は社会福祉及び医療サービスに資金を供給することは、少なくとも州政府を管理し、すべての国民が平等に利用できる資源を確保し、国家的な結束を促進する上で、大変重要な手段であるとしている。実際にサービスを提供している州政府に徴税権限を移行する取組みは、徴税権限を失いたくないという連邦政府の思惑や、実際の純税率は変わらないにもかかわらず増税と認識されることを恐れる州政府内での反対意見により、ほとんどの場合は失敗に終わる。また、州政府の指導者らは、資金不足に対し、連邦政府による資金の出し渋りを非難してきた。

BNA 法(1867年)は基本的に英国で策定された文書であるため、いくつかの要素が欠落している。一つは、個人の権利を保障する章で、これらは英国政府では不文律の要素であるためカナダ憲法にも記載されなかった。欠落しているもう一つの重要な要素は、憲法自体の修正を行う手順が明記されていないことである。BNA 法はカナダ憲法としての役割を担うが国民の管理下には置かれておらず、英国議会の承認を得ずしてカナダ国民による修正を行うことは不可能であった。そのため、1982年までは、国内の政治的・法的問題への対処のため憲法修正が必要な場合は英国に申立てを行っていた。融通性と自決権の欠如に対する不満は、国がケベック分離主義のような新たな課題に対処できるように(カナダ議会の直接の統制下で)改正する権限を譲渡された憲法制定に向けた取組みにつながった。ケベック分離主義については後述する。

独立国家に向けて

カナダは米国同様、常に移民の国であった。カナダに最初に定住した英国人やフランス人に加え、ドイツやオランダ、北欧からの移民を受け入れ、後にはポーランドやウクライナからの移民も加わった。こうしてカナダは、長年にわたり複雑多様な社会を形成してきた。カナダは英国やフランスの単なる海外拡張とは異なる、さらには全く無関係でさえあるというような特異な自覚がカナダ人の間で徐々に芽生えていった。

カナダは第一次世界大戦でドイツを打ち負かすという重要な役目を果たし、ベルサイユ条約が調印されたパリ講和会議にも独自の代表を送りこんだ。そして、停戦後は国際連盟にも名を連ねるようになった。1931年に制定されたウェストミンスター憲章によって、英国から分離した国家としての自治権が付与され、独立国家カナダが実質的に認められた。この憲章は、英連邦に属する各国は平等な共同体であると正式に宣言し、英国から独立して独自の法律を策定する権限を付与した。しかし一方で、1867年憲法(BNA法)が変更されることはなかった。

1930年代に始まった世界恐慌はカナダにも多大な影響を与え、経済については第二次世界大戦による景気拡大まで回復することはなかった。この戦争により、カナダはGDP世界4位の工業大国に発展した。連邦政府は経済開発を奨励し、これにより得られた利益を増大する老後保障(州が設立)や一般的な医療サービス、失業保険といった社会福祉サービスの資金調達のために活用した。

従来から連邦政府は多大な力を持っていたが、連邦制において、双方の利益のために協力して政策を要求してくるオンタリオ州とケベック州の合同勢力とは幾分拮抗していた。しかし、この関係も1960年代に入り、政治的・財政的な利益を獲得しようとしたオンタリオ州が連邦政府とのつながりを強固にしたことで崩壊した。ケベック州は社会福祉サービスやヘルスケアのような分野で連邦政府主体のプログラムを実施しようとする連邦政府の取組みに、ことごとく反対する道へと進んでいった。同時に、ベビーブーマー世代の登場によるケベック州の人口変化並びに大衆化による反体制化といった社会動向が、州政府と協力体制にあったカトリック教会が昔から持ち合わせていた社会的・政治的優位性の弱体化へとつながり、州は1960年代に特徴的な一般大衆の反体制精神に圧倒されていった。

こうしたケベック州の動向は、ケベック州で絶大な力を持つようになるケベック党の誕生(1976年)へとつながった。フランス系住民は、連邦制の下では独自の言語や文化を十分に守っていくことができない。よってカナダから分離して独立国家となることが唯一の解決策であるというのが、彼らの主張である。1980年には、ケベック州でカナダの他州との経済的なつながりを保ちつつ政治的独立を果たすべきかどうかについて住民投票が行われた。この提案は否決されたが、分離の可能性を示唆したことで連邦政府は連邦主義を「刷新」し、ケベック住民の懸念に対処し、分離を回避するために憲法を改正することを約束した。これにより1982年憲法が定められ、ケベック州以外のすべての州で承認された。この法は、英国と協議

したり、その承認を得ることなく憲法や国内の政治構造の改正や修正を行う権限をカナダに委譲するものであった。この時点で、カナダは完全な独立国家になったといえる。しかし、英国女王が国王であり、連邦レベルではカナダ総督が、州レベルでは副総督が女王の名代を務めることに変わりはない。

上述のように、1867年憲法法(BNA 法)には国民の権利についての記述や、政府の権力から個人を保護するような記述は含まれていなかった。1982年憲法法ではこの記述が、**権利と自由の憲章**として追加された。この憲章は、民主的権利(選挙)、良心、宗教、思想、表現、平和的集会と結社の自由、国内のどこにでも住居を構える権利(移動の自由)、法的権利、(差別のない)平等の権利、言語選択の権利(フランス語又は英語、特定の少数言語で教育を受ける権利)を保障している。また、この憲章は、州政府に「適用除外」条項を行使する権利を認めている。これにより州政府は、憲章の権利のいずれかを侵害するような法律でも通過させることができる(ただし性差別を除く)。そのような法令は、いずれも5年間有効で更新も可能である。こうした法令は男女共に平等に適用されるというのが、唯一の条件となっている。この憲章により、市民生活において、裁判所(特に最高裁判所)の役割が重要となった。以前は、連邦及び州の議会に課される制限は、そこで通過させることができる法律に関する管轄的な制限だったが、この憲章によって、侵害にあたり感じる法律に対して国民の憲法上の権利として異議申立てができるようになった。これは市民社会が国家の法律を形成する上で、また政府が機能する上でより重要な役割を担うようになったことを意味する。常に一般市民の利益を最優先するとは限らない利己的な政治体制に対する一般市民の影響力を増大させたことによりカナダの民主主義が強固になったか、それとも選挙で選ばれたわけではなく誰にも直接の責任を負わない一般市民に過度の権力を与えたことによりカナダの民主主義が弱体化したかについては、現在でも活発な議論が行われている。しかし、世論調査によると多くのカナダ国民はこの憲章とそれが保障する保護に大変満足していることが伺われる。

ケベック州は、この新憲法が、英国の政治・文化制度内でユニークな立場にある同州を十分に認識し保護するものではないとの強い主張から、同法を承認することはなかった。この懸念に対処すべく、連邦政府は次の2つの試みを実施した。その一つは**1987年に締結されたミーチ・レーク合意**で、もう一つは**1992年のシャーロットタウン合意**である。しかし、このような試みも効を奏さず、政府は憲法改正についての対話を延期し、「通常の行政活動」に注力するように判断を下した。ケベック州では、1995年と1998年にケ

ベック州独立を問う、2回の住民投票が行われた。いずれの投票も僅差で否決されたが、これは現在も未解決の、常に話題に上る問題である。州と連邦政府の係に伴い浮上してくるこの独立の問題は、連邦政府の関心を引き、譲歩を引き出すための交渉手段として利用するには好都合である。ちなみに、ケベック州議会は、州議会ではなく「国民議会」と呼ばれている。

歴史上、カナダは民族同士が互いの歴史を共有し、安全かつ人道的な生活の場を目指すという共通のビジョンを持ちながら、多様性に富む、複合的で大規模な国家として成長してきた。これは、商業主義的で個人主義的な隣国、米国の環境と比べると、カナダ人にとってはごく一般的な生活環境だといえる。同時に、カナダは地理的、民族的、文化的にグループ分けが可能である。地理的には、西海岸/ブリティッシュ・コロンビア、プレーリー（草原州：マニトバ、サスカチュワン、アルバータの各州）、中央カナダ（オンタリオとケベック）、北部、マリタイム諸州の5つに区分される。民族的・文化的には、第一言語をフランス語とするか英語とするかによってコミュニティが二分できる。しかし、近年のカナダは、米国に比べ、人口に占める移民の割合が高く、現在のカナダ国民には、ファースト・ネーションにルーツを置く者（先住民）やヨーロッパ、中東、アフリカ、東南アジアなど、世界中からの移民が見られる。フランス系カナダ人も、継続して変化する国において自らの居場所を見つけようとする、数ある民族グループの一つであると見なされるようになってきた。そして、それらグループの上層では、州と連邦政府の間の強力な政治力を巡る争いが繰り返されている。さらに、都市化（あるいは郊外化）現象が増し、都市中心部と拡大を続ける郊外、貧しい農村部で住民間の格差が広がる結果となっている。このようにカナダは、明確に分断されていると同時に、個人の自主性と包括的な社会福祉を重視する個人やグループが高い結合力を発揮する国家でもあり、このパラドックスは文化や政府、政治にも表れている。

III. 政府

カナダ政府の基本的構造は BNA 法で説明されているが、その詳細は時代と共に変化してきた。

連邦政府

女王、エリザベス2世を国家元首とし、連邦レベルではカナダ総督が名代を務める。カナダは議院内閣制の立憲君主国であり、カナダ総督の任務は、内閣を編成する政党を決定し首相を指名する、議会で可決した法案に裁可を与える、州政府の合意や条約に署名をする、議会の開会及び閉会の辞を述べ

る、(正式に)閣僚を指名する、会期中に首相が急逝したり職務を遂行できない状態になった時には、その後任を指名することなどである。立法機関は**議会 (Parliament)**と呼ばれ、**下院 (House of Commons)**と**上院 (Senate)**で構成される。政府を統制するのは首相で、通常は下院の与党(もしくは最大野党)の党首が選出される(過去には上院からも2回、首相が選出されたこともあった)。首相は原則として、同じ党の、通常は下院の現職議員で構成された内閣を監督する。同様に各閣僚は、国家公務員が勤務する省庁を管理する。

議会

下院は308議席で、ある一定の数式に基づいて州と準州に振り分けられている。下院議員は各選挙区(カナダでは「riding」と呼ばれる)から1名が、直接選挙で選ばれる。最大の議席数を有するのは106議席のオンタリオ州で、続いてケベック州の75、ブリティッシュ・コロンビア州の36と続く。上院は105議席から成り、人口の割合に応じた議席数が各州及び準州に配分されており、内訳は、オンタリオ州、ケベック州、マリタイム諸州、西部諸州にそれぞれ24議席、ニューファンドランド州と3つの準州に合計9議席である。上院議員は国民選挙によって選出されるのではなく、首相が選出し、カナダ総督が正式に任命を行う。上院議員は終身の身分とされているが、75歳での定年制が敷かれた。論理的にはこれによって、共通の利害や直接選挙で選出された下院に対する大衆の圧力に左右されない、多様性のある専門的な意思決定機関が実現する。しかし、上院議員は単なる任命制であり、権力を有する政治的支持者に見返りとして首相が与える地位だという世間の認識により、上院の一般的な正当性が弱められているといえる。指名制の上院議員を直接選挙で選出しようという動きが昔からあるが、現在のところ、この改革は達成されていない。

現在下院には4つの主要な政党がある。第一党はカナダ保守党で、少数与党ながら125席を獲得しており、党首であるスティーブン・ハーパーが首相を務めている。最大野党は94議席を持つ自由党で、現職議員数では2番目に大きな政党である。他には、ブロック・ケベコワが49、新民主党30、無所属4、空席5といった状況である。総選挙は通常4年に1度行われるが、首相の政治生命によってはそれ以前に実施されることもある。2007年5月に制定された固定選挙日法(Fixed Election Dates Act)では、4年に1回、10月の第3月曜日が投票日に決定された。これは政府が下院の信任を喪失しない限り有効で、信任を喪失した場合、首相は総督に選挙の公示を依頼できる。

カナダ憲法によると、カナダの連邦制議会は金融政策や防衛、外交など国益に関する立法管轄権を有する。天然資源や社会福祉サービスといった「特定の利益」については、州議会が取り扱う。法案は上院、下院のいずれかに提出されるが、公費の徴収や支払いに関する法案は、実際の政治を司る下院にのみ提出される。上院にはそれほど影響力がない。両院では、法案は委員会に送られる前に公表及び討議が行われる第一及び第二「読会」の段階を通過し、委員会では詳細を検討し、様々な修正を勧告する。その後、第三読会もしくは議会における議論に進み、法案についての採決がなされる。これを通過した法案は、もう一方の院に送られ同様の段階を踏むことになる。そして、法案が両院による同様の段階を通過すると、国王の裁可に付される。憲法では、すべての法律は(上院及び下院の助言と合意に基づいて)女王によって定められると規定されているため、議会を通過したすべての法案は、女王もしくは名代であるカナダ総督の公式な承認を必要とする。この承認もしくは国王の裁可が与えられた法案のみが、法律として成立する。

首相

カナダは、日本と同様に、国の象徴となる国家元首を据えた議会制度を有する。しかし、ほとんどの場合、日本の首相は比較的弱い立場にあり、各党及び首相の権力を維持するために不可欠な派閥の利害関係の調整に四苦八苦している。複数の派閥と陰で大きな影響力を持つ政治的リーダーらで構成される与党(自由民主党)内で、首相は公式な政策の立案と実施に非常に苦慮している(この点において、小泉元首相はある程度の打開ができていたようではあるが)。カナダでは日本と同様に首相は与党党首が務め、内部及び外部関係者の両方が提示してくる問題に対処しなくてはならない。しかし、カナダの首相は、日本の首相のように短命ではなく、通常数年間はその職務を遂行する。過去141年間に22名が首相として就任し、なかには、ほんの数か月で辞職する首相もいたが、15年間にわたり首相を務めた例もあり、平均就任期間は約6.75年となっている。最近では、ジャン・クレティエンが3期にわたり(1993年から2003年)首相を務め、政治的ライバルを打ち負かすと同時に、政治的・財政的な支援についての決断を通じて、あるいは閣僚としての地位を与えることにより、党員に賞罰を与え、その権力を誇示した。しかし、その後首相に就任したポール・マーティンはわずか14か月で退任した。制度上は、カナダの首相はすべての政治的判断を下す際に女王もしくはその名代の承認を得る必要があるが、実際には首相の意思決定権に拮抗するほどの権力を持つ人物は存在しない。これは数々の政治スキャンダルが

あったにもかかわらず高い支持率を保持していた、ジャン・クレティエンのような首相に顕著に当てはまる事実であろう。また、ポール・マーティンのように国民の支持率の低い政治家にとっては、あまり当てはまらないといえる。スティーブン・ハーパー率いる現在の政府は少数与党政権ではあるが、様々な理由から、今までのところかなり安定した政権運営を行っている。

カナダ総督

首相が政府の長であるなら、国家の事実上の長は(女王の名代である)カナダ総督である。総督は首相から指名される。しかし、下院の与党(または最大野党)の党首が首相としてふさわしくない場合などには、総督が下院の支持を得やすく安定した政府を形成できる首相を指名する。また、内閣を公式に選出する。議会を通過した法案でも、総督の裁可がなければ法律として成立しない。総督は議会開会の式辞(Throne Speech)と呼ばれる政府提案内容の読み上げをはじめ、州政府の合意文書等への署名、議会の招集、開会、閉会、選挙に際し下院を解散させるといった任務を担う。総督は選挙で選ばれた閣僚(大臣)の助言を受けつつ協働し、政治や憲法の危機的状況に際し最終判断を下す権限を持つ。そのような危機的状況下での総督を、「憲法上の消火器」とたとえた学者もいる。また、総督は軍の最高司令官でもある。総督の時間のほとんどは、カナダ国内の公式行事や国際社会におけるカナダ元首としての役割から外交に費やされている。また、在任中は、貧困問題などの特定の関心ある社会問題を解決するため、カナダ総督として影響力を行使することもある。

現在のカナダ総督はミカエル・ジャンである。ハイチのポルトープランスに生まれ、父がフランソワ・デュヴァリエ政権下で拷問を受けたことをきっかけに、1968年に移民としてカナダに逃れてきた。総督に就任する前は、ソーシャルワーカー及びジャーナリストとして活動しており、黒人初の、女性としては3人目となる総督就任である。彼女は女性や移民、少数民族、社会的弱者を支援するプログラムの促進に注力している。

以上のように、カナダの国家元首は女王であるが、連邦レベルではカナダ総督がその名代を務める。すべての法律は女王の名前で議会が制定し、首相と内閣が多数の大臣や政府機関と協力して実施する(これは、州レベルでは副総裁、立法議会、州首相、内閣、大臣がそれぞれ担う)。すべての閣僚及び任命される役職員は首相が選出し、カナダ総督の正式な任命を必要とする。つまり、政府のいかなる決

定も、(通常は形式的ではあるが)女王の裁可がなければ正式に制定されない。首相は、下院の与党勢力と上院の支持議員の勢力を利用して、正式な取決めの策定や立法手続きの指導にその力を大いに発揮する。最高裁判所は、連邦法の執行や上訴を求める最終審議を行う裁判所である。

カナダという国家は、多様な国民を有し、国民の直接参加によって有効な統治が行われ、国民のニーズに敏感に対応する、包括的で活気ある民主主義国家である。個人及び政府の権利と責任については自由主義的な原則を採用する一方で、国家正当性の源としての君主制に対する共通の認識と敬意を持ち合わせている。カナダ国民は、一見すると隣人である米国国民とほとんど区別がつかないが、実際はかなり異なる政治的・社会的背景を有しており、この相違は政治の形態にも表れている。

州政府

前述のように、カナダの州政府は基本的に連邦政府と同一の構造を持っている。各州政府は一院制の**立法議会**で、与党党首が**州首相**となり内閣を構成している。州では、連邦政府における女王の名代、カナダ総督の役割は**副総督**が務め、女王の代理として正式な執行権を有し、様々な公式行事にも出席する。しかし、実際は州首相と政権を握る政府の助言に基づく行為を実行する名目的な長である。首相が副総督を選出し、カナダ総督が女王の代理としてこれを承認する(実質的には首相の助言のもと、カナダ総督が指名する)。

州政府は、いくつかの省で構成・運営されている。州首相は所属する党から**内閣**を選出し、各メンバーに様々な省庁を監督する責任を付与する。州議会は、教育やヘルスケア、天然資源、地方自治体などに関する権限を有し、各省庁は議会で承認を得た政策を実施する専門の公務執行者を擁する。公共の医療や教育のあり方とは、医師や看護師、教師が影響力を持ちながらも、彼らの最終雇用主である州政府と問題を解決できる関係を構築していることである。公的部門全体においては、政策や給与、労働条件といった継続中の労働力に関する問題があり、多くの州では、労働不安や公的部門の組合員によるストライキに苦慮している。

地方自治体に付与された憲法上の権限により、各地域には自治省や都市政策省が設置されている。こうした省庁は資金を管理し、自治体の政策が決定、施行される過程における最終的な権限を有する。各地方自治体の政務を管理する連邦政府の省庁は存在しない。

準州政府

3つの準州は、州政府と同様の政府形態をとるが、政党や野党が存在しない調整型の政府である。また、準州の政府は、その天然資源や予算に関して他州と同様の管理レベルを持たず、連邦政府とその責務を共有している。

地方自治体

カナダはその牧歌的なイメージとは異なり、実際は人口の8割が都市部に居住する圧倒的な都会型国家である。この都会化された国家を見てみると、国民が利用する公共サービスの大部分を提供しているのは実質的には地方自治体であり、そうした地方団体が国民生活に重要な役割を果たしていることがわかる。

カナダの地方団体には、郡のような広域行政府を持たない単一層自治体と広域行政府を持つ二層自治体という2つの種類があり、後者の場合、郡と地域といった**上層自治体**と市、町、郡区（タウンシップ）、村といった**下層自治体**で構成されている。両自治体共に政務の中心は、議会である。上層自治体もしくは地域の議会は、通常自治体の議会メンバーで構成されており、議会メンバーは地域レベルの自治体を代表する議長、及び上層自治体のメンバーである各下層自治体から1人ずつ選出された議員からなる。下層自治体もしくは市町村の議会では、メンバーは全域又は特定地区の代表として選出され、広く選挙で選ばれた市町村長又はその代理がその長となる。議会は、政策の立案と承認における管理責任と法的責任を担い、その統治を監視する。連邦及び州政府では、こうした責任は内閣と議会が分担する。この責務は、一般市民と、選挙で選ばれた議員で構成される常任委員会が補佐する。常任委員会は、議会同様に管理責任と法的責任を担い、議会と行政部局間の意思疎通を図る橋渡しの役も果たす。各行政部局は指名された専門知識を有する職員で構成され、通常、主任行政官（Chief Administrative Officer、CAO）によって監督される。

地方自治体は法的には非営利団体であり、一般企業のように法人化されている。よって英語ではあえて「corporation(法人)」という言葉を使って「municipal corporation(都市法人)」と呼ぶこともある。地方自治体は、その地方の行政団体を主体に構成されるが、各種委員会がこれを補足する場合もある。こうした委員会には、教育委員会、警察委員会、保全委員会などが含まれる。これらの委員会は地方の公的サービス提供の特定分野に注力するが、多大なる地方税負担を監視する役目も担う場合がある。また、市議会のように、選挙で選出された議員によって運営される場合もある。地方自治体と委員会は、住民の日常生活に関係する行政サービスの提供について、その責務を分担する。州議会に從属してはいるが、各地域社会の意思決定プロセスに市民が参加する場となっている。

特筆すべきは、最初に州制度を敷いたのは英国議会で、その後カナダの連邦政府が整備し、その州政府に從属する形で制定されたのが地方自治体であるという事実である(地方自治体には、財源に関して比較的限られた権限しか付与されていない点を大いに裏付ける)。米国の場合、その成長発展の起動力として、宗教的反体制派と個人的な起業家精神の影響が大きく、これが革命及び英国からの激しい分離運動につながった。一方カナダは、フランス及び英国による植民地支配に反逆することもなく、これを容認してきた。最終的な政府の正当性は、国王や女王によって示されるものであり、各地域社会の地元市民が示すものではないと考えられていた。カナダに独立を認めた BNA 法ですら、支配層のエリート数名による小グループが考案したものであり、大衆運動によるものではなかった。そのため、地方自治体は、昔から大きな権限を持たない立場にあったといえる。しかし、近年の地方自治体はより多くの権限を獲得し、住民を代表して自治権を行使している。アルバータやブリティッシュ・コロンビア、ニューファンドランド、オンタリオなど、いくつかの州では、自治体により多くの自治権を与える法を採用している。地方自治体の多くは、連邦政府や州政府機関との連携を密にすると同時に、各都市や農村部の地域社会を代表するなどして団結することにより、州政府、連邦政府との交渉能力を向上させている。後述するが、地方自治体には近年様々な進歩が見られるが、未だ州政府のサポートや権限に依存する部分も大きいといえる。

州政府及び地方自治体の財政

州の歳入

10の州と3の準州における財政状況には大きな違いがある。一般的に州政府は、連邦政府とその歳入源を共有しているが、輸入税と非居住者に対する課税は連邦政府で、資源採掘権やギャンブル、酒類販売、不動産に係る税金は州政府の歳入となる。州の自主財源の大部分は個人所得税による税収で、平均すると歳入全体の30%にあたる。他には、消費税(26%)、資源採掘権料と投資収入(14%)、物品サービス税(9%)、法人所得税(7%)が挙げられる。従来、州の所得税は連邦所得税と同じベースで算出され、一般に高額所得者¹でも課税所得の11~18%となっている。アルバータ州とケベック州は、連邦制度から離脱し、所得税については独自の税率と徴収制を採用している。同様にオンタリオ州も、連邦を基本とした税制から数年にわたり離脱していたが、2009年には再統合する予定である。独自の税制を採用すると州が担う役割は増大するが、1990年代に連邦政府が税率を引き下げたことで州の財政に下方圧力をもたらした例もあるように、連邦政府の税率に応じて歳入源が変化する現象を回避できる。財政均衡法(税及び歳出に関する制限(TEL))を採用する州もあるが、その厳密性には幅があり、一般的にあまり効果が期待できるとは思われていない。

このように、カナダ各州の税制には相当な幅があると同時に、法律によって一定レベルのヘルスケアと社会福祉サービスを提供することが求められている。1982年憲法第36条第2項は、すべてのカナダ国民が「適切な課税レベルで同程度の適切な公共サービス」を確実に受けられるように、連邦政府に平衡支出金の制度を策定するように要求している。これを受け、連邦政府は、広範に及ぶ徴税権限と州からの税収を再配分するシステムを持つようになり、州間のサービスレベルの均衡を図っている。

カナダには連邦政府が州に補助金を分配する4つの主たるプログラムがあるが、なかでも**カナダ医療補助金**(Canada Health Transfer、CHT)と**カナダ社会補助金**(Canada Social Transfer、CST)は重要な役割を果たしている。CHTは医療保険を、CSTは高等教育、社会扶助、社会福祉サービスを援助するブロック補助金である。近年は、連邦政府からの目的別助成金の交付と租税移転を通じて資金調達が行われている。租税移転では、連邦政府が一定税率を引き下げ、その税率分を州政府が徴収でき

¹ カナダでの高額所得者の定義は次の通り。オンタリオ州：72,041カナダドル以上、ニューブランズウィック州：113,273カナダドル以上

るようにする。3つ目のプログラムは財源の豊かな州から貧しい州へ資金を補填する、**平衡交付金**である。これは、カナダ全体にわたり、おおよそ同等の社会福祉サービスが提供できるように、オンタリオやサスカチュワン、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビアといった裕福な4州が連邦政府に資金を渡し、財政難にあえぐ他の州に分配する制度である。**準州交付金**は、連邦財政から拠出される助成金で、(より資金の掛かる)北部の準州などに社会福祉サービスを提供する目的で交付される。

基本的に平衡交付金とは、各州政府が同程度の適切な課税レベルで同程度の適切な公共サービスを提供できるように、必要な歳入と歳出額を対比して決定される。平衡交付金プログラムでは、回収条件が大きな問題点となっている。ニューファンドランド・ラブラドール州、サスカチュワン州、ノヴァ・スコシア州のような平衡交付金の受給資格があるが、石油かガスといった天然資源からの歳入が得られる州の場合は、それぞれの天然資源収入から1ドルにつき70セントを連邦政府に返還しなくてはならない。新しい連邦プログラムでは、天然資源収入の半分又は全額を、交付金額の算定から除外する選択肢を提示している。これによりノヴァ・スコシア州やニューファンドランド・ラブラドール州は、これまでの制度を継続して利用すると同時に、返済の算定基準とその計算式を調整することができるようになった。概して、このような変更により、交付金を受領する各州への拠出が増加している。ヘルスケアにさらに資金を拠出するという最近の合意によって、交付金の不均衡に不満を抱いていた州も譲歩している。

平衡交付金を受けている州は単に運営効率が悪く、政治的評判が高くても実際には不要なプログラムに対して自主財源から、交付金として助成されたプログラムとほぼ同額の歳出を行っているという調査結果もあり、問題は未だ山積みとなっている。また、オンタリオ州は、財政難にあえぐ他の州を援助するための支出が、自州の公共及び医療サービスへの資金不足を招いていることを声高に訴えている。アルバータ州などの天然資源が豊富で裕福な他州がその収入を計算から除外できる一方で、製造業中心のオンタリオ州は財政負担が増大していることに特に不満を抱いている。しかし、政治構造の基盤をなすカナダ憲法に平衡交付金が織り込まれている事実を考慮すると、大幅な変更や廃止が実現する可能性は皆無に近い。

地方自治体の歳入

カナダの地方自治体は、米国の地方自治体と比較すると、その歳入基盤ははるかに限定されている。地方自治体の主たる歳入源は固定資産税、使用料及び許可証、州助成金、連邦及び州政府の租税移転である。連邦政府から自治体に直接的な助成金はないが、州に対してインフラの整備やその他のニーズに対応するために自治体に配分するように、ある一定の資金が拠出される。連邦政府のガソリン税収の5%を自治体に配分するといった最近の連邦政府プログラムは、この一例である。歳入源の大部分を占めるのは固定資産税であるが、実際の割合は自治体によって様々である。地方自治体は長期プロジェクトについては債券の発行や借入で賄うが、財政赤字を作ることは法的に禁止されており、不足額は州政府からの助成金などで補わなければならない。企業や住民の固定資産税への過度の依存により、トロントのような大都市はインフラやサービスに関する市民の需要に対応する上で厳しい制限を課されることとなる。

2004年から、連邦政府は物品サービス税(GST)の割戻し全額と、ハーモナイズド・セールス税(HST)の連邦政府分を自治体に付与している。それ以前は、地方自治体はこうした税金の43%を連邦政府に納める必要があった。

法制度

カナダは2言語を公用語とするバイリンガル国家として知られているが、2つの法律を有する国家であることは、あまり知られていない。民事訴訟の場合、カナダの大半では「コモンロー(英米法)」制度を使用し、判事は判例として以前の司法判断を用いてその後の判決を下す。コモンローは連邦や州、準州政府が策定した特定の法律により取って代わられたり、補足される場合があるが、それ以外の場合は司法制度内で確立される。一方ケベック州では「大陸法」を使用しており、すべての法律は議会が策定し、ケベック民法典に記載される。ケベック民法典は、皇帝ユスティニアヌスが編纂したローマ法典を基盤とするフランスのナポレオン民法典に基づいている。この法典は、あらゆる類の論争に判決を下す指針となる広範な原則から成り立っている。いずれの法制度も、連邦議会と調和するものである。

刑事訴訟はカナダ刑法典に基づき判断される。州によっては刑罰や適用される刑法が幾分異なるが、連邦政府のみがどのような行為が犯罪となるかの判断を下す権限を有する。

カナダの司法制度の基本的構造はピラミッド型になっており、各州の裁判所が土台を成し、最頂部にはカナダ連邦最高裁判所が位置する。**州裁判所**は、カナダにおける事件の大半を取り扱い、その管轄は刑事問題から家族法、小額の金銭が絡んでいる民事訴訟など広範に及ぶ。その上には、**州上級裁判所**と**州控訴裁判所**が位置し、これらもまた小規模な申立てや家族問題、民事訴訟といった裁判を行う。しかし、この範囲を越えて、両裁判所は連邦議会管轄区である刑法や金融制度といった分野における訴訟にも管轄権を有する。別段の規定がある場合を除き、これらの裁判所は連邦議会に関する争議についても権限を有する。1983年に設置された**カナダ課税裁判所**は、所得税に関する争議についての上告を主に審理する。**カナダ連邦裁判所**には、1971年に設置された審理部門と上告部門という2つの部門がある。この裁判所は連邦政府に対する訴訟、歳入、産業及び知的財産、海事法、連邦議会の管轄権（州間の交通及び通信、為替手形、航空）に関係する訴訟を審理する。また、**連邦行政裁判所**の判断について司法審理を行う権限を有している。こうした裁判所は、実際には裁判所ではないが、カナダの紛争解決制度の一部である。また、労使関係や住居、雇用、サービス利用に関する差別についての申立てなど、多様な分野の訴訟を審理する。司法制度の頂点に位置するのは**カナダ連邦最高裁判所**で、これについては後述する。

ヌナブット準州やその他先住民族の居住地域では、「**サークルコート(circle court)**」と呼ばれる制度があり、最近その利用頻度が高くなっている。これは、紛争仲裁や悪事を働いた者に対する適切な処罰を決定するために、先住民族が伝統的に用いてきた方法である。現代のサークルコートは、判事、警察、民生委員、部族の長、被害者、加害者を交えて行われ、サークルコートが下した判断は拘束力があると見なされる。

州政府の管轄権は憲法や組織をはじめ、州裁判所、州高等裁判所、上告裁判所の管理に及び、連邦政府の管轄権は憲法や組織をはじめ、課税裁判所、連邦裁判所、最高裁判所の管理に及ぶ。ただし、判事の任命は個別に行われる。州裁判所の判事を任命するのは州政府で、州高等裁判所や上告裁判所を含むその他裁判所の判事の任命は連邦政府が行う。

カナダ連邦最高裁判所には9名の判事がおり、連邦政府内閣(実際は首相)が任命する。法律では9名の判事のうち、3名はケベック州から選出するように定められており、残り6名に関しては、通常オンタリオ州から3名、西部諸州から2名、大西洋岸諸州から1名が選出される。最高裁判所長官が最上級判事となり、残り8名は陪席判事(陪席=puisne。ピューニーと発音し「下位」という意味)と呼ばれる。

最高裁判所は次の3種類の上告審理を行う。一つは、最高裁判所の判事3名以上が、法的又は公的重要性が本件に十分にあり、最高裁での審理に値すると判断し、上告許可を与えた場合である。もう一つは、権利上の問題として上告される場合である。例えば、刑事訴訟の場合、下層の上告裁判所の判事の1名以上が判決に対し異議を唱え、最高裁判所に上告される。3つ目は、連邦議会や州議会の合憲性や連邦法及び州法の解釈、連邦政府と州政府間の権限分離などについて、最高裁判所が州政府から意見を求められた場合である。権利と自由の憲章に関わる審理は、この分野において取り扱われる。判決は、単純に多数決で決定され、少数派には反対意見を書面にする権利が与えられる。

先住民

連邦制及び州制度の中で、多様な先住民族が所有地でのより大きな権限を獲得するために、絶えず活動している。ケベック州とブリティッシュ・コロンビア州は、先住民族に先祖伝来の居住区において、かなりの統治権を認める合意に署名している。新しいヌナブット準州は、白人居住者が移住に際し奪った土地を先住民族に返還することにより誕生した。先住民族は自治政府の統治を認めてもらうことと引き替えに、免税といった特権を放棄することになった。

この他、白人と先住民族の両方を祖先とするメティスと呼ばれるグループがある。メティスの人々も他の先住民族と同じような問題に直面してきたが、他のグループのように法律や合意による認定は受けていない。2004年にメティス初の判事としてトッド・ダシャムが選出されたことは画期的な出来事であり、現在彼はオンタリオ州上位裁判所の判事を務めている。

まとめ

以上がカナダの歴史、政府、現状についての概略である。これは今後の研究のための出発点にすぎないが、この多様性に富んだ国家と国民に対する理解がより深まれば幸いである。カナダは米国と歴史的に深いつながりを持ちながらも、米国とは大幅に異なる国家である。その一方で、日本と類似した議会政治制度を有し、社会福祉に力を入れるなど多くの共通点も見られる。このような理由から、日本の行政執行者にとってカナダは米国より関連深い研究対象であり、行政・政策関連の貴重な参考となるのではないと思われる。